

平成 20 年度決算審査等の概要

～ 政権交代後初の決算審査 ～

決算委員会調査室 かめざわ ひろのり
亀澤 宏徳

1. はじめに

決算は、国の一般会計年度ごとの予算を執行した結果であり、決算審査は、予算が適正かつ効率的に執行されたかを事後的に評価するもので、予算審査とともに国会による財政統制の中心を成すものである。近年、参議院は、決算審査を重視する観点から、決算の早期提出、決算審査の常会中の終了など改革に取り組んできた。

平成 20 年度決算¹は、第 173 回国会（臨時会）に国会に提出された後、参議院において審査が行われ、第 177 回国会（常会）に至り審査を終了した。15 年度決算以降、決算が提出された翌年の常会中には当該年度の決算を議決していたが、20 年度決算については、議決までに 1 年以上費やす結果となった。これは、11 年度決算以来 9 年ぶりのことである。

2. 政権交代を挟んだ予算及び決算審査

21 年 8 月の総選挙の結果、衆議院における与野党の議席数が逆転し、民主党、社会民主党及び国民新党の 3 党連立政権が成立した。20 年度予算及び同補正予算は、当時の自由民主党・公明党の連立政権（福田内閣及び麻生内閣）が編成・執行したものであり、新連立政権政党は、その議決に当たって反対している²。野党は、これまで一般的に、反対した年度予算に係る決算については是認に反対しており、民主党も、8 年度決算以降、是認に反対してきた。このため、19 年の通常選挙後における参議院の与野党議席数の逆転により、18 年度決算及び 19 年度決算は、参議院において否認³された⁴。

20 年度決算は、新連立政権（鳩山内閣）によって国会提出され、新政権成立後初の決算審査となったことから、民主党の表決態度が注目された。結果としては、民主党及び国

¹ 決算審査の対象となるのは、「平成 20 年度一般会計歳入歳出決算、平成 20 年度特別会計歳入歳出決算、平成 20 年度国税収納金整理資金受払計算書、平成 20 年度政府関係機関決算書」（平成 20 年度決算）、「平成 20 年度国有財産増減及び現在額総計算書」、「平成 20 年度国有財産無償貸付状況総計算書」の 3 件である。以下、本稿においては、「20 年度決算外 2 件」と表記する。

² 20 年度第 1 次補正予算について、参議院においては、会派民主党・新緑風会・国民新・日本は賛成し、社会民主党・護憲連合は反対した。また、同年度第 2 次補正予算のうち、一般会計補正予算及び特別会計補正予算については、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合は委員長報告のとおり修正議決することに賛成し、政府関係機関補正予算について両会派は反対した。

³ 本稿においては、決算について「是認しない」とする判断を便宜「否認」と称する。

⁴ 決算が否認された平成 18 年度決算及び 19 年度決算の審査の概要については、野澤大介「15 年ぶりの決算否認（平成 18 年度決算審査）」『立法と調査』284 号（平 20 . 8）、日比規雄「平成 19 年度決算審査等の概要」『立法と調査』296 号（平 21 . 9）を参照。

民新党が是認に賛成したことにより、是認の議決となった⁵（参議院での議決時は菅内閣）。

3. 過去の事例

ここで過去の政権交代時の決算審査の事例をみると、表1のとおりである。いずれの年度も、予算執行時の政権の枠組みと決算議決時の政権の枠組みが異なっているケースである。

平成3年度決算は、自由民主党政権下の海部内閣及び宮澤内閣で編成・執行された予算に係るものであり、宮澤内閣が提出した。決算の議決時には、自由民主党・日本社会党・新党さきがけの3党連立政権下の村山内閣であったが、委員会では自民、社会、新緑、公明、護憲各会派の賛成により決算は是認された（反対 - 共産、二院）⁶。

表1 政権交代により予算執行時の政権と決算議決時の政権が異なる事例
（平成3年度～6年度）

決算年度	国会提出	決算委員会	本会議	備考
平成3年度	平成5年1月22日	平成6年9月16日 是認	平成6年10月4日 是認	海部内閣 - 自民 (H元.8.10~H3.11.5) 宮澤内閣 - 自民 (H3.11.5~H5.8.9) 細川内閣 - 8党派連立 (H5.8.9~H6.4.28)
4年度	6年1月31日	8年2月15日 是認	8年2月16日 是認	羽田内閣 - 7党派連立 (H6.4.28~H6.6.30)
5年度	7年1月20日	8年2月15日 是認	8年2月16日 是認	村山内閣 - 自社さ連立 (H6.6.30~H8.1.11)
6年度	8年1月22日	9年1月16日 是認	9年1月24日 是認	橋本内閣 - 自社さ連立 (H8.1.11~H10.7.30)

（注）平成4年度決算及び5年度決算は、一括して採決された。

（出所）参議院事務局「参議院審議概要」等から作成

なお、それ以前の昭和61年度決算から平成2年度決算について、参議院においては、平成元年7月の通常選挙の結果、与野党逆転となって以降、決算は否認されていた。また、決算の否認に伴い、内閣に対する警告が付されなかった⁷。

3年度決算の議決に際して、社会、公明両会派が、前年度までの反対から賛成に転じている。決算委員会での討論をみると、「本院で警告なしに決算の否認議決を繰り返

⁵ 社会民主党は、議決時には連立政権を離脱しており、是認に反対した。なお、内閣に対する警告は全会一致で議決された。

⁶ 正式会派名は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共産党、二院クラブ、新党・護憲リベラルである。

⁷ 決算が是認された後、内閣に対する警告は全会一致をもって議決することが慣例となっていた。決算が否認された場合は、内閣に対する警告を行うことについて各会派の意見が一致せず、警告を議決することが見送られていた。

しても、目に見える形で是正、改善の効果を与え得ていないという事実に我々は思いをいたさざるを得ない。一方、細川連立政権の発足以降、政府・与党の一角を占めるに至った我が党は、予算編成及びその後の執行に重大な責任を負っており、村山総理を首班とする現政権を支える与党として、国民にとってより一層望ましい予算執行及び行政運営が行われるよう、その責任を果たしていかなければならない。こうしたことを考え合わせると、平成3年度決算の是認に賛成し、予算執行及び行政運営等の改善を求めるために警告決議を行うことこそが重要であると判断した。」(社会)「決算の審査は、予算を政府が所期の目的に従って適正妥当に執行したか否か、その予算に裏づけられた政策の効果が予定どおり発揮されているか否かについて判断を行うべきと考える。決算審査の集約としての警告決議を行わないで、単に決算の是認の有無のみを採決することは決算審査の本旨にこたえるものではない。」(公明)と述べている⁸。社会は、決算が否認されれば警告が行われなくなること、与党として予算執行に責任を負っていることなどから、政権交代を機に決算を是認することに賛成したと思われる。その結果、3年度決算は是認された⁹。

4年度決算は、宮澤内閣の下で執行された予算に係るものであるが、細川内閣により提出された。また、5年度決算は、宮澤内閣及び細川内閣で執行された予算に係るものであるが、村山内閣により提出された。4年度決算及び5年度決算は、一括して採決に付された。議決時には橋本内閣であったが、委員会では自民、平成、社民、新緑、参フ、さき各会派の賛成により決算は是認された(反対 - 共産、新社)¹⁰。

6年度決算は、細川内閣、羽田内閣及び村山内閣で執行された予算に係るものであるが、決算は橋本内閣により提出された。議決時にも橋本内閣が続いており、委員会では自民、平成、社民、民主、無ク、さき各会派の賛成により決算は是認された(反対 - 共産、新社)¹¹。

以上の事例をみる限り、決算の議決時に政権与党の立場にある会派は、予算執行時に野党であっても、決算を是認することに賛成しているのが分かる。これは、与党として予算執行及び行政運営の責任を果たすことが重要であると判断し、当該決算を是認することに賛成したためと思われる。

4. 平成20年度決算の審議経過

20年度決算外2件は、21年11月24日(第173回国会)に、会計検査院の「平成20年度決算検査報告」とともに国会に提出された。参議院においては、11月30日、本会議で藤井財務大臣から決算の概要報告を聴取し、質疑を行った後、20年度決算外2件は決算委員会に付託された。

⁸ 第130回国会閉会後参議院決算委員会会議録第5号56~57頁(平6.9.16)

⁹ 公明が賛成に転じたのは、平成5年7月の衆議院総選挙後に、社会・新生・公明・日本新党・新党さきがけ・民社・社民連・民主改革連合の7党1会派連立政権が樹立し、細川内閣・羽田内閣において与党の一員であったことも考慮したためではないかと思われる。

¹⁰ 正式会派名は、自由民主党・自由国民会議、平成会、社会民主党・護憲連合、日本共産党、新緑風会、参議院フォーラム、二院クラブ、新党さきがけ、新社会党・平和連合である。

¹¹ 正式会派名は、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、日本共産党、無所属クラブ、新党さきがけ、新社会党・平和連合である。

決算委員会では、22年1月27日（第174回国会）に、菅財務大臣から概要説明を、また、西村会計検査院長から決算検査報告の概要説明を各々聴取し、2月4日に鳩山総理大臣以下全大臣出席の下で全般質疑が行われた。また、1月27日に「平成19年度決算に関する参議院の議決について政府の講じた措置」及び「平成19年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置」¹²について、財務大臣から説明を聴取し、3月29日に集中的な質疑が行われた¹³。その後、計7回の省庁別審査を経て、10月18日（第176回国会）に菅総理大臣以下全大臣出席の下で締めくくり総括質疑が行われた。

23年2月14日（第177回国会）討論及び採決の結果、20年度決算外2件は是認され¹⁴、「内閣に対する警告」については、全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、「平成20年度決算審査措置要求決議案」は、全会一致をもって決算委員会の決議とすることに決定した。なお、決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定¹⁵に基づき、会計検査院に対し会計検査の要請を行った。

2月16日の本会議においても、20年度決算外2件は決算委員長報告のとおり是認することに¹⁶、また、内閣に対する警告についても全会一致をもって委員長報告のとおり警告することに決した。

5. 決算委員会における質疑の概要

参議院決算委員会の決算審査においては、国の財政運営のみにとどまらず、行政全般を対象とした広範多岐にわたる質疑が行われている。ここでは、20年度決算審査において取り上げられた質疑のうち、内閣に対する警告等につながったものを中心に紹介する。

（1）過去最悪の指摘金額

20年度決算検査報告において、指摘金額が2,364億5,000万円と2年連続で過去最悪となり、不当事項等の指摘件数も過去2番目に多い708件に上っている。さらに、過去に指摘を受けた不当事項のうち、是正措置が未済となっているものが481件、131億5,000万円に上り、前年度に同様の指摘を受けた後も、依然として事態が改善していない状況が明らかになった。

委員会においては、決算検査報告の指摘金額が過去最悪となったことについての所見が

¹² 「平成19年度決算に関する参議院の議決について講じた措置」は、22年1月22日、閣議決定を経て、鳩山総理大臣から江田参議院議長に対し文書により報告された。また、「平成19年度決算審査措置要求決議について講じた措置」も、同日、政府から決算委員会に対して同様に報告された。

¹³ 同日は、「国会法第105条の規定に基づく決算委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件」及び「会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件」と20年度決算外2件を一括議題とし、質疑が行われた。

¹⁴ 「平成20年度決算」及び「国有財産増減及び現在額総計算書」は多数をもって是認すべきものと議決され、「国有財産無償貸付状況総計算書」は全会一致をもって是認すべきものと議決された。

¹⁵ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができると規定されている。

¹⁶ 「平成20年度決算」及び「国有財産増減及び現在額総計算書」は多数をもって委員長報告のとおり是認することに決し、「国有財産無償貸付状況総計算書」は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

質された。これに対し鳩山総理大臣は、19年度報告の2倍近い2,364億円もの指摘がなされたことは誠に遺憾である。22年度の予算編成に当たっては、公益法人等に過剰に積み立てられた基金の国庫返納等に努め、2,364億円のうちの約1,690億円分を予算に反映させることができたと考えている旨、答弁を行った¹⁷。

(2) 国及び地方自治体における不正経理

20年度決算検査報告において、内閣府を始めとする1府4省の物品購入等に当たり不適正な経理処理が行われ、また、会計検査が行われた26府県、2政令市、13市町村の自治体のすべてで、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等に関して、業者に架空の取引を指示して虚偽内容の書類を作成する等の不適正経理が行われ、需用費等が支払われていた事態が明らかになった。

委員会においては、前年に続いて地方自治体の不適正経理が指摘されたことを受け、どう再発防止に取り組むか質された。これに対し原口総務大臣は、預け金等の有無の点検、監査等の監視機能の強化、違法行為等があった場合の厳正な措置の実施を自治体に要請した旨、答弁を行った¹⁸。

また、不適正経理が相次いで指摘される背景に、年度末に予算を使い切るとの心理が働いているとすれば、予算の効率的執行を促す仕組み作りを早急に考える必要がある旨、指摘があった。これに対し菅財務大臣は、年度末に予算を残すと次年度の予算が減らされること等への懸念が、良心的な行政運営をゆがめてきた。繰越制度の一層の活用や複数年度予算の活用、さらには良い意味でインセンティブが働く仕組みを検討していきたい旨、答弁を行った¹⁹。

(3) 独立行政法人の会計経理及び業務運営等における不適切な事態

独立行政法人が20年度に締結した契約を見ると、随意契約が依然として全体の57.3%と過半を占めるほか、随意契約全体の76.4%に当たる2万563件が落札率99%以上、全体の65.2%に当たる1万7,549件が落札率100%となるなど、実質的な競争性が確保されているとは言い難い状況になっている。また、国家公務員OBが関連法人の役員に多数天下りしており、当該法人と不透明な契約関係にある独立行政法人も見受けられる。さらに、20年度の法定外福利厚生費の総額が123億円に上っている。

委員会においては、随意契約全体の4分の3が落札率99%以上、3分の2が100%となっている事態は異常であり、広範囲に官製談合が疑われる状況となっていることについての認識が質された。これに対し原口総務大臣は、落札率100%の契約の背景に天下りがあると考えている。契約監視委員会や政務三役において総点検を行い、一般競争入札等への移行を推進するとともに、電子入札の導入等入札システムの見直しを指示している旨、答

¹⁷ 第174回国会参議院決算委員会会議録第2号8頁(平22.2.4)

¹⁸ 第174回国会参議院決算委員会会議録第2号36頁(平22.2.4)

¹⁹ 第174回国会参議院決算委員会会議録第2号9頁(平22.2.4)

弁を行った²⁰。

また、20年度の法定外福利厚生費が、職員の会費により運営されるべき互助組織に対する費用補助、昼食代の食券交付や現金給付、職員旅行の補助などに支出されていたことが指摘され、原口大臣は、国等と同様、法定外支出を原則廃止するなどの見直しを行うよう要請し、その状況をフォローアップしているところである旨、答弁を行った²¹。

この他、個別の独立行政法人の問題として、日本原子力研究開発機構の特定企業グループとの随意契約及び天下りの妥当性²²、日本スポーツ振興センターの契約改善に向けた取組²³、雇用・能力開発機構の高い随意契約率²⁴、都市再生機構住宅管理協会への天下りと職員構成のあり方²⁵等、多くの質疑が行われた。

(4) 公益法人の内部留保の削減、調査研究事業等の見直し

国等から多額の公費が支出されている公益法人について、内部留保率が30%を超える法人が国費等交付先法人全体の3分の1程度に達していること、所管府省OBが多数天下り、かつOBの在籍人数が多い法人ほど所管府省からの支出額が多くなる傾向があること、国が公益法人に発注する調査研究事業が19年度の1年間で3,498件、1,260億円に上っているが、随意契約が72.6%（件数割合）と多数を占めることや報告書の公表が十分でないこと等、多くの課題が指摘されている。

委員会においては、内部留保削減に向けていつまでにどのように取り組むのか質された。これに対し枝野行政刷新担当大臣は、形式的には民間法人のため、内部留保を強制的に取り戻すことはできないが、1件1件きちっと分析し、必要に応じ返してもらおう努力をしていきたい旨、答弁を行った²⁶。

また、調査研究事業の契約に当たって実質的な競争性が確保されていないことや、成果物の公表状況が不十分なことについて指摘があった。これに対し枝野大臣は、そもそも毎年金を掛けてやる必要があるのかと思われる調査研究が少なからず含まれている。調査の必要性自体をしっかりと見直さなければならない。さらに、重要な調査であれば国が直接やる方がコストが安く上がるのではないかと。このような視点で事業仕分けにおいて指摘し、同様の問題を抱えている調査委託を横断的に見直していきたい旨、答弁を行った²⁷。

(5) 航空自衛隊の調達における官製談合

航空自衛隊が発注したオフィス家具等の調達に関して、航空自衛隊第一補給処の職員がOBの天下り先であるメーカーに対してそれぞれの受注目標を事前に設定し、発注者とし

²⁰ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号3～4頁（平22.3.29）

²¹ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号24頁（平22.3.29）

²² 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号6～9頁（平22.3.29）

²³ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号19～22頁（平22.3.29）

²⁴ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号11頁（平22.3.29）

²⁵ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号9～10頁（平22.3.29）、第174回国会参議院決算委員会会議録第6号28頁（平22.4.19）

²⁶ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号4～5頁（平22.3.29）

²⁷ 第174回国会参議院決算委員会会議録第3号5頁（平22.3.29）

での意向を示すなど官製談合事案が発生したことから、22年3月、公正取引委員会から防衛省に対して初の改善措置要求が出された。

委員会においては、官製談合が後を絶たない状況をどう認識し、再発防止の措置を採るのか質された。これに対し北澤防衛大臣は、国民の不信を招いたことは極めて遺憾であり、また、内部においてもみ消的な行為が行われたことは極めて悪質と認識しており、しっかり検証を行って再発防止に全力を尽くしていく旨、答弁を行った²⁸。

また、排除措置命令を受けた各社及び提携している販売業者への天下りの人数が質され、防衛省は、大臣の承認を得て10名の隊員が天下っているが、現在調査中であり増える可能性もある旨、答弁を行った²⁹。さらに、天下りと結び付いた職員の談合への関与についても調査する必要性が問われ、防衛省は、今後さらに調査をしていく旨、答弁を行った³⁰。

なお、本件について、防衛省は22年12月14日、談合事案に関する調査報告書を取りまとめ、談合関連企業への再就職の自粛等を内容とする改善措置を公表した。

(6) 高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適切経理

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、決算検査報告において18年度から3年連続で委託費等に関し不当事項を指摘されたことに加え、機構が21年度に発注した地方委託事業に関して、委託先の12道県の雇用開発協会で契約に違反する経費や飲食費に支出する等の不適切な経理処理が明らかになった。

委員会においては、12雇用開発協会における不正内容等が質され、細川厚生労働副大臣は、協会の総会準備など委託業務と無関係の業務に超過勤務手当が支払われた事例、備品台帳に記載のあるパソコン等物品が確認できない事例、県の監査で県の補助金に関して不適切な経理が指摘された事例等があり、これら12協会への業務委託は不適切と判断し、大臣の認可を行わないこととして再度の入札を行った旨、答弁を行った³¹。

また、各協会に対して機構が経理監査を実施してきたにもかかわらず、不祥事が引き起こされた理由が質され、戸苅機構理事長は、機構の監査に協会が十分対応しなかったことや、機構の監査が時間的な限界等もあり十分でなかった旨述べた。一方、厚生労働省は、機構から監査結果の詳細な報告を受けていなかったことを明らかにした³²。

さらに、不正経理が繰り返される背景に、労働局と機構、協会の労働一家の体質の問題があるとして、厚生労働次官も務めた機構理事長の責任が問われた。これに対し細川副大臣は、機構理事長に対して厳重注意を行うとともに、再発防止措置をしっかりと講じていきたい旨答弁を行ったが、質疑者からは理事長の辞任を重ねて求める旨の発言があった³³。

²⁸ 第174回国会参議院決算委員会会議録第5号14～15頁(平22.4.12)

²⁹ 第174回国会参議院決算委員会会議録第5号28頁(平22.4.12)

³⁰ 第174回国会参議院決算委員会会議録第5号29頁(平22.4.12)

³¹ 第174回国会参議院決算委員会会議録第10号5～6頁(平22.5.17)

³² 第174回国会参議院決算委員会会議録第10号7頁(平22.5.17)

³³ 第174回国会参議院決算委員会会議録第10号8～9頁(平22.5.17)

(7) 防衛省職員に係る会計検査院の懲戒処分要求への対応

19年度決算検査報告において、防衛省沖縄防衛局が締結した地質調査等の業務委託契約の追加業務に関し、支出負担行為をすることなく実施させていた、追加業務の経費が予算額を超える事態となっていたにもかかわらず予算の増額措置を講じていなかった、等の会計法令等に違反した取扱いが行われ、会計検査院から不当と指摘されていた。これに対し防衛省は、関係職員を注意処分としたが、会計検査院は、事態には重大な過失があったと判断し、21年12月24日付けで、予算執行職員等の責任に関する法律に基づき、防衛省に対して懲戒処分を行うべきであると要求した。

委員会においては、会計検査院の57年ぶりの懲戒処分要求は極めて重いものであり、検査院の意向を踏まえ、しっかり処分すべきとの指摘があった。これに対し北澤防衛大臣は、本件処分は自分が就任する5日前に内規に基づき注意等の処分とされたものである。処分に至る経緯は十分承知しており、懲戒処分要求にどう対応するか今後とも省内でしっかり検討し、早急に結論を出していきたい旨、答弁を行った³⁴。

なお、本件懲戒処分要求に対して、防衛省は22年6月3日付けで、会計検査院の要求には応じない旨の通知を行った。委員会においては、会計検査院の懲戒処分要求について、防衛省が改めて検討した結果、当初の注意処分は妥当であり、懲戒処分は行わないこととしたが、その処置の決定理由を質された。これに対し北澤大臣は、改めて慎重に検討を重ねた結果、原処分を妥当とする旨、答弁を行った³⁵。

6. 平成20年度決算の採決結果

(1) 決算の是認

20年度決算は、先に述べたとおり、23年2月14日の参議院決算委員会において採決が行われ、賛成多数により是認すべきものとされた。これを受け、2月16日の参議院本会議においても、賛成多数により是認することとされた。参議院において決算を是認することとされたのは、17年度決算以来3年ぶりである(表2)。

また、18年度決算では議決が見送られ、19年度決算では多数をもって議決された内閣に対する警告は、20年度決算においては全会一致をもって議決された。本会議における警告の議決を受けて、菅総理大臣は、「今般8項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導をしてまいります。」と所信を述べている³⁶。

³⁴ 第174回国会参議院決算委員会会議録第5号23～24頁(平22.4.12)

³⁵ 第176回国会参議院決算委員会会議録第1号42頁(平22.10.18)

³⁶ 第177回国会参議院本会議録第5号15頁(平23.2.16)

表2 参議院における決算の議決（過去10年度分）

決算年度	議決年月日			
	決算委員会		本会議	
平成11年度	平成14年12月9日	是認	平成14年12月11日	是認
12年度	14年12月9日	是認	14年12月11日	是認
13年度	15年6月16日	是認	15年6月16日	是認
14年度	16年5月31日	是認	16年6月2日	是認
15年度	17年6月7日	是認	17年6月8日	是認
16年度	18年6月7日	是認	18年6月9日	是認
17年度	19年6月11日	是認	19年6月13日	是認
18年度	20年6月10日	否認	20年6月11日	否認
19年度	21年6月29日	否認	21年7月1日	否認
20年度	23年2月14日	是認	23年2月16日	是認

（出所）参議院議事部議案課「議案審議表」等から作成

（2）内閣に対する警告、措置要求決議

内閣に対する警告及び措置要求決議は、決算審査の結果を効果的かつ具体的に予算編成に反映させるため、政府に対して是正改善の措置を講じるよう求めることを内容とした決議であり、国会の財政統制機能を発揮させる上で重要な仕組みとなっている。20年度決算について、決算委員会における内閣に対する警告及び措置要求決議の項目は表3のとおりである。

表3 内閣に対する警告及び措置要求決議の項目一覧

内閣に対する警告	
1	平成20年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等
2	公益法人に対する国等からの公費支出の必要性の検証等
3	独立行政法人の会計経理及び業務運営等における不適切な事態
4	高度救命処置シミュレーターに係る消防庁の不透明な調達
5	国及び地方自治体における不適正な会計経理
6	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適切な経理等
7	航空自衛隊の調達における官製談合
8	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における不正常的な状況

措置要求決議	
1	国が公益法人に発注している調査研究事業の見直し
2	独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化
3	在外公館における会計経理等の見直し
4	公共事業における需要予測の改善
5	会計検査院の懲戒処分要求への対応

なお、内閣に対する警告は、政府等が行った不当・不適正な事業や、非効率な予算執行などに対する参議院としての決議であるのに対して、措置要求決議は内閣に対する警告以

外の事象について、決算的観点から、行政の制度面や実施面において必要な改善を求める等の参議院決算委員会としての決議である。

(3) 会計検査院への検査要請

決算委員会では、20年度決算外2件の審査を踏まえ、同決算の議決に引き続き、国会法第105条の規定に基づいて会計検査院に会計検査を要請する旨の議決を行った(国土交通省及び独立行政法人水資源機構が実施する大規模な治水事業の実施、特別会計改革の実施状況等の2件)。

(4) 平成20年度決算に係る各会派の討論

既述のとおり、20年度予算は自民・公明連立政権下において執行されたが、同年度決算は、民主・社民・国民新の3党連立政権下の鳩山内閣で提出された(表4)。その後、社民が連立政権から離脱し、議決時には民主・国民新連立政権の菅内閣³⁷であり、委員会では民主、自民、公明、みんな、日改の賛成³⁸により決算は是認された(反対-共産、社民)³⁹。

表4 政権交代後の決算審査(平成20年度)

決算年度	国会提出	決算委員会	本会議	備考
平成20年度	平成21年11月24日	平成23年2月14日 是認	平成23年2月16日 是認	福田内閣 - 自公連立 (H19.9.26 ~ H20.9.24) 麻生内閣 - 自公連立 (H20.9.24 ~ H21.9.16) 鳩山内閣 - 民社国連立 (H21.9.16 ~ H22.6.8) 菅内閣 - 民国連立 (H22.6.8 ~)

(注) 15年度決算以降は決算の提出時期が早まり、決算は会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出されている。

(出所) 参議院事務局「参議院審議概要」等から作成

委員会における議決に際しての討論においては、決算を是認することについて各会派の賛否が以下のとおり述べられた⁴⁰。

民主は、20年度決算は前政権下で執行された予算ではあるが、政権与党として、本院の決算審査において明らかになった経済や行財政運営の諸課題に対して適切な措置を講ずる責任があり、今後の国政運営に反映させていくことがより重要であるとの立場から賛成

³⁷ 22年5月30日に社会民主党は連立政権から離脱し、同年6月8日に民主党及び国民新党連立政権の菅内閣が発足した。

³⁸ 国民新党は、決算委員会において委員の割当がないが、本会議で決算を是認することに賛成した。

³⁹ 正式会派名は、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、日本共産党、たちあがれ日本・新党改革、社会民主党・護憲連合である。

⁴⁰ 第177回国会参議院決算委員会会議録第1号14~17頁(平23.2.14)

するとした。

自民は、深刻な世界金融危機の中、厳しい我が国の財政状況等を踏まえ、当時の政府において適宜適切な経済財政の運営が行われたこと、二度にわたる補正予算を成立させ、切れ目のない適切な諸施策を確実に実施することにより、極めて困難な経済情勢の中で最大限の改善努力が継続されたことなどから賛成するとした。

みんなの党は、世界的金融危機に対し適切な経済運営が行われ、我が国経済が回復基調に向かったこと、独立行政法人改革や公務員制度改革等について精力的な取組が行われたことなどから賛成するとした。

共産は、福田内閣が編成した 20 年度予算は、生活者や消費者が主役となる社会を掲げながら、実際には、そのスローガンに反し、国民の要求にこたえるものではなかったとして反対した。

日改は、20 年度を通じて、政府の行財政運営はおおむね適切であったと評価できるとして賛成した。

社民は、当初予算額について税収の過大な見積りがあったこと、歳出面で、社会保障費の抑制を続ける等、国民生活の困窮と地方の疲弊には無為無策を続ける内容となっていたことなどを挙げて反対した。

また、公明は討論を行うことなく賛成した。なお、民主以外の自民、公明、共産、社民の賛否は、19年度決算と同様であった⁴¹。

20年度決算の採決結果をみると、民主は政権与党としての責任を果たすことが重要と述べており、これまでの政権交代時の与党の表決態度と同様の結果となった。また、政権交代により民主が与党となったことに加え、22年7月の通常選挙の結果、参議院における民主党及び国民新党の与党会派の議席が過半数を割り込んだことから、与党会派の賛否如何にかかわらず決算が是認される可能性が生じたことも影響していると思われる。

7. 決算審査と事業仕分け

20 年度決算の審査期間中に、行政刷新会議の事業仕分け⁴²が、21 年 11 月以来 3 度にわたり実施された。事業仕分けは世間の注目を集めたこともあり、決算委員会でもたびたび取り上げられた。

特に、事業仕分け第 1 弾（21 年 11 月）で国が行う事業、第 2 弾（22 年 4 ～ 5 月）で独立行政法人及び公益法人の行う事業が仕分けの対象となったことから、決算委員会では、事業仕分けでの指摘を踏まえた質疑が行われ、独立行政法人や公益法人に係る警告決議、措置要求決議に結びついたものもある。

また、予算執行のチェックに関しては、政府において、会計検査院が行う会計検査、総務省行政評価局が行う行政評価・監視、財務省主計局が行う予算執行調査、各府省が行

⁴¹ みんなの党、日改は、22 年 7 月の参議院通常選挙後に会派を結成した。

⁴² 「行政刷新会議の設置について」(平成 21 年 9 月 18 日閣議決定)に基づき、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議が設置された。

う行政事業レビュー、行政刷新会議が行う事業仕分けがあることから、各々の役割分担を明確にすべきとの指摘があった⁴³。

行政の無駄を指摘するといった点において、事業仕分け等は決算審査と共通するものがあるため、これら各機関の指摘事項を十分に参考にしながら、参議院における決算審査をより充実させることが今後とも求められている。

8. 決算審査をめぐる今後の課題

参議院における決算審査においては、15年度決算以降、決算の国会提出を11月へ前倒し、翌年の通常国会での審査終了、次年度予算への反映といった決算審査サイクルが定着している。しかしながら、20年度決算については、例年より8か月ほど審議が遅れ、23年度予算の国会提出後の議了となった。このため、決算審査の結果を翌年度の予算編成に反映させることはできなかった。

21年度決算は、既に昨年11月に国会に提出されている。20年度決算が議決された本年2月16日の本会議において概要報告が行われ、ようやく参議院での審査がスタートした。20年度決算審査を踏まえた充実した審議が行われることが望まれる。

他方、決算の提出時期を更に早める必要があるとの指摘も出てきている。これに対し、野田財務大臣は、現段階でやれることは最善を尽くしていきたいと述べるにとどまっております⁴⁴、今後の検討課題となっている。

平成8年の参議院制度改革検討会報告書⁴⁵で指摘されているように、政府に決算の早期提出を求める以上は、参議院としても決算の早期審査を行う必要がある。決算が早期提出された場合には、当該国会において直ちに概要報告を聴取し、決算委員会が早期に審査できるよう配慮すべきであることは言うまでもない。決算の早期提出へ向けた検討とともに、更なる決算審査の充実、早期の予算への反映を目指す必要がある。

20年度決算については、前政権が予算編成及び執行した決算を政権交代後に審査する形となったが、決算委員会として、当該予算の編成、執行をどの政権が行ったのかにかかわらず、予算が適正に執行されたのか厳正に審査することがまさに求められているのである。

【参考文献】

稲田圭祐「決算の意義」『CUC view & vision』28号（千葉商科大学経済研究所 2009.9）

堀真奈美「平成20年度決算検査報告からみる会計検査の動向」『会計検査研究』42号（会計検査院 2010.9）

⁴³ 第177回国会参議院決算委員会会議録第1号6頁（平23.2.14）

⁴⁴ 第177回国会参議院決算委員会会議録第1号5～6頁（平23.2.14）

⁴⁵ 参議院事務局「平成19年版 参議院改革の経緯と実績」（平19.11）137頁